

## 論点5 その他の債権・債務取引に関する仕訳

- 1 阿久比産業は、事業拡張のため所有している土地の一部を南知多工業に譲渡し、代金は後日受け取ることとした。なお、土地の売却価額は¥15,000,000、帳簿価額は¥12,500,000であった。
- 2 1の取引を南知多工業の立場で仕訳しなさい。
- 3 美浜衣料販売は、仕入先豊根デザイン社に紳士用スーツ（@¥30,000、25着）を発注し、内金として買付代金の3割を小切手を振り出して支払った。
- 4 美浜衣料販売は、豊根デザイン社から上記商品を受領し、内金との差額は掛とした。
- 5 3の取引を豊根デザイン社の立場で仕訳しなさい。
- 6 4の取引を豊根デザイン社の立場で仕訳しなさい。
- 7 設楽商店は、仕入先東栄産業からの要請により、商品買付に必要な資金を供給する目的で、借用証書を差し入れさせ、現金¥500,000を貸し付けた。
- 8 7の取引を東栄産業の立場で仕訳しなさい。
- 9 給料の支払いにあたり、従業員に対する給料総額¥300,000のうち、過日立替払いした¥50,000と、源泉所得税¥10,000を差し引き、残額を現金で支給した。
- 10 9で源泉徴収した従業員の所得税を税務署に現金で納付した。
- 11 従業員の出張にあたり、旅費の概算額として¥50,000を現金で支給した。
- 12 上記出張中の従業員から¥200,000の当座振込があった。（内容は現在不明である。）
- 13 上記従業員が帰社し、旅費の精算を行い、残金¥3,000の返済を受けた。また、12における当座振込の原因は、得意先からの掛代金の回収であることが判明した。
- 14 八百屋を営む新城商店は、豊橋電気商会からパソコン（@¥120,000、2台）と周辺機器¥10,000をセットで購入し、代金は月末払いとした。
- 15 14の取引を豊橋電気商会の立場で仕訳しなさい。
- 16 新城商店は、14の代金を小切手を振り出して支払った。
- 17 16の取引を豊橋電気商会の立場で仕訳しなさい。
- 18 豊川タイヤ商会は、商品券¥10,000を発行し、代金は現金で受け取った。
- 19 豊川タイヤ商会は、ラジアルタイヤ（@¥8,000）を4本販売し、代金として18において本店が発行した商品券と小切手を受け取った。
- 20 蒲郡商事は、約束手形を振り出して幡豆産業から¥400,000を借り入れ、利息¥8,000を差し引かれ、手取金は先方振り出しの小切手で受け取った。